

第 22 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午前 9 時 0 0 分より、役場庁議室において
第 22 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 南幌町地域計画策定に係る意見聴取について

事務局出席者	事務局 長	砂 田	隆 樹
	農地係主査	森 川	真由美

議長 これより、第 22 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。4 番 上野 委員、
5 番 久保 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 22 回南幌町農業委員会総会は、
2 月 26 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 22 回南幌町農業委員会総会は、2 月 26 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和 7 年 1 月 24 日、第 21 回農業委員会総会を開催した。
2 月 4 日、空知農業委員会連合会役員会が深川市
で開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第 4 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定についてを議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第 1 号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2 件でございます。いずれも再認定となります。

認定番号 7 の 2 の 1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。認定年月日は令和 7 年 2 月〇〇日、有効期限は令和 12 年 2 月〇〇日までとなっております。

認定番号 7 の 2 の 2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。認定年月日は令和 7 年 2 月〇〇日、有効期限は令和 12 年 2 月〇〇日までとなっております。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**139 経営体**のうち**法人が 16 法人**となります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第 1 号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第 5** 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和7年2月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,980㎡となります。届出をした日は、令和7年2月〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議案第1号については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により上野委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

（暫時休憩し、上野委員は退席する）

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決

定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和7年2月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が1件でございます。

利用権の設定 整理番号6の2の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で19,625㎡他計2筆ございまして42,367㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年2月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画の決定については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 日程第 7 議案第 2 号 南幌町地域計画策定に伴う意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 南幌町地域計画策定に伴う意見聴取について。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 19 条第 6 項の規定に基づき、地域計画策定に伴う意見書の提出を求められたので審議願い、意見を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 2 号 南幌町地域計画策定に伴う意見聴取について説明いたします。別添の資料をご覧ください。

令和 5 年 4 月 1 日の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、これまでの「人・農地プラン」に「目標地図」を添付した地域計画を策定することとなり、令和 7 年 3 月末までに策定することとなっています。本町におきましては、協議の場、関係機関への意見聴取を経て、本年 3 月 31 日に策定することとしております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。地域計画（案）について、説明いたします。策定年月日は、令和 7 年 3 月 31 日。目標年数は 10 年間、目標年度を令和 16 年度とし、対象地域は南幌地区として町内一円とした一地区としています。

1 地域における農業の将来の在り方。（1）地域計画の区域の状況につきましては、区域内の農用地面積のうち、①から③につきましては、農業委員会の農地台帳を基に算出しています。④、⑤につきましては、令和 3 年に町で実施した「人・農地プラン」策定に係るアンケート調査結果に基づく数値としております。

（2）地域農業の現状及び課題、（3）地域における農業の将来の在り方については、本町の農業情勢を記載しています。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標につきましては、現状の農用地の集積率が 99% と高い数値を示しており、今後も担い手を中心に農地の集

約・集積を図っていくこととしています。次ページご覧ください。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成すべき必要な措置につきましては、(1)から(4)のとおり農地の遊休・空洞化を防ぐための各種事業の取組みを記載しております。以下の任意記載事項については、本町の農業の主な取組みについて記載しています。

4を飛ばしまして、5の農業支援サービス事業者一覧及び7の基盤法第22条の3項については、現在のところ取組みの実例と予定はありません。

1ページお戻りいただきまして、4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)については、別紙の一覧をご覧ください。こちらは農業委員会の農地台帳のデータを基に、農業を担う者の経営地の一覧となっています。こちらの氏名欄は空欄となっております。経営地面積は、現況地図を目標地図とすることから、現状と10年後の面積は同じ数値になっています。表中の備考欄は、農業を担う者として位置づけられた耕作者に不測の事態に備えて、地域内の他の農業者が担うことができるように、「地域の認定農業者」としております。

続きまして、A3判のカラーの地図をご覧ください。6 目標地図については、農業を担う者一覧を地図にしたものとなっています。営農振興組合に属する農業を担う者の経営地について、地区ごとに色分けをしたものです。なお、目標地図につきましては、本町においては集積率が高いことから、現況地図を目標地図としております。今後地域計画の変更にに基づき更新をすることとしています。

なお策定後の地域計画については、農地の権利移動等による内容の変更にあわせて更新することになります。

今後のスケジュールにつきましては、農業委員会等関係機関の意見聴取を行い、2週間の縦覧公告を経て、令和7年3月31日に地域計画を策定、公告することになります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんのでこれより採決を行ないます。
お諮りいたします。議案第2号 南幌町地域計画に係る意見聴取
については、「意見なし」として意見書を提出することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は「意見なし」として意見
書を提出することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

第22回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたした
いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第22回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時16分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

4 番

5 番